

平成19年(行コ)第290号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

控訴人 全造船関東地協神奈川地域労組

被控訴人 国

被控訴人補助参加人 トヨタ自動車㈱外1

口頭弁論再開申出書

平成19年12月13日

東京高等裁判所民事第12部御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 井 上 啓

頭書事件について、本件は平成19年10月29日にその口頭弁論が終結されたが、その後さらに調査した結果、新たな資料・証人も見つかり、控訴人において別途のとおり主張立証をする予定となったので、本件口頭弁論を再開されたく申し出る。

添付書類

- 1 陳述書
- 2 証拠申出書

第1 被控訴人国側準備書面に対する反論

1 (1) 被控訴人国側準備書面は本控訴審第一回弁論日(10月29日(月))の3日前
10月26日(金)夕刻に送達され、土日を挟んで検討の期間を実質的に与えられ
なかったところ、被控訴人がこれまで見られなかつた主張を展開していると思わ
れることにかんがみ、これに反論し、また重要な証拠を提出したい。

(2) 国側はこの弁論で次のような独善的な主張を行つてゐる。

「加盟国の義務という観点から見ても、上記 ILO 条約からは、本件におけるよう
な労使紛争につき、国内の親会社に労働組合法を適用すべき義務を負わせている
との解釈を導き出すことは困難である。」(準備書面 p 4)

国側はこの主張の根拠として下記の ILO 第 87 号条約と第 98 号条約から下記
の部分を引用している。

「この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、労働者および使用者が団結
権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適當な
処置を取ることを約束する。」(第 87 号条約第 11 条)

「労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して充分な保護を受ける。」(第
98 号条約第 1 条第 1 項)

しかし、この第 98 号条約に労働者は『国内の』「使用者の差別待遇に対して
充分な保護を受ける」とは何処にも書いていない。なぜ『世界の』または『多国
籍企業本国の』「使用者の差別待遇に対して充分な保護を受ける」と解してはな
らないのか国側はなにも述べていない。同様に第 87 号条約についても『国内の
』「労働者および使用者が団結権を自由に行使することができることを確保するた
めに、必要にしてかつ適當な処置を取ることを約束する。」とは述べていない。
この文は『他国』「労働者および使用者が団結権を自由に行使することができる
ことを確保するために、必要にしてかつ適當な処置を取ることを約束する。」と
いうことを排除していない。そして、この点に関しては日本国憲法も日本の労働
組合法も全く同様である。

この ILO 第 87 号条約、第 98 号条約は 1948 年、1949 年に作られたものである。この時代には多国籍企業など問題にはならなかった。ただし、にもかかわらず、これらの条約(と日本国憲法、日本の労働組合法)は『国内の』労働者が保護を受けるというように限定せず、『国内の』の労働者のための必要にしてかつ適当な処置を取るというように限定しなかった。ここではただ労働者と述べて『世界各国の』労働者が決して『誰からも』差別されなければならない、『誰に対しても』保護されねばならないことを述べているのである。ただし多国籍企業が問題にならなかった時代には海外からの差別は問題にならなかったし、海外に対して保護することも問題にはならなかった。その限りで問題は国内の労使関係の問題として取り扱われてきた。

(3) しかし、現在は多国籍企業の時代であり、多国籍企業の時代であることを無視して労働者を保護することはできない。この多国籍企業の時代には「労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して充分な保護を受ける。」(第 98 号条約第 1 条第 1 項)ためには、単に国内の使用者に対して「保護を受ける」だけではなく、国境を越えた使用者に対して「保護を受ける」必要がある。すなわち、多くの発展途上国の労働者は国内の政治状況によってたびたび、または恒常に自国の政府によって「保護を受ける」ことが困難な状況に晒されている。そればかりではなく、発展途上国子会社に対して支配的な地位にある多国籍企業本国の親会社によって「保護を受ける」ことが困難な状況におかれているからである。つまり多国籍企業本社が公害や労災を海外に輸出しているのと同じように多国籍企業本社が発展途上国へ不当労働行為を輸出しているからである。また単に多国籍企業本国の親会社が子会社に圧力をかけて不当労働行為を行わせているばかりでなく、進出先の政府に対して圧力をかけ、また時には司法にまで圧力をかけて子会社の不当労働行為を合法化しようとしている。

このような時代において、多国籍企業本国親会社の国境を越えた不当労働行為を止めさせることなしには発展途上国の労働者が「保護される」ことはない。『

世界各国の』労働者が『誰からも』差別されず『誰に対しても』保護されるためには海外からも差別されてはならず、海外に対しても保護されなければならないことは明らかである。ILO の国際条約としての性格を考えるならば、海外からも差別されず、海外に対しても保護されることは極めて当然のことである。したがってそうではなく、世界各国の労働者が『その国の』使用者からだけ保護されるというのであれば、その論拠を示さなければならぬのはそのように主張する側である。

そして、日本はフィリピンとともにこの ILO 条約を批准している。そして、日本国憲法 98 条 2 項に従えば、日本はこの条約の精神を遵守しなければならないのであり、ILO 条約に拘束される。すなわち、日本国憲法、日本の労組法も海外の労働者を差別する使用者に対して労働者を保護するものでなければならないのである。

(4) 国側準備書面 4 ページより (2) で引用した国側主張で国側は「国内の親会社」というかたちでトヨタ自動車がフィリピントヨタの親会社であることを認めており、トヨタ自動車がフィリピントヨタを支配していることは当然の前提である。

だが、トヨタがこの支配権の上に立ってフィリピントヨタ労組に対する不当労働行為に関与していることに対して国側準備書面が珍奇な理論を展開している点について、トヨタ自動車の国境を越えた使用者性を補強するものとして反論し、新たな証拠を提出しておきたい。

すなわち国側準備書面は次のように述べている。

「仮に被控訴人補助参加人らが何等かの形で当該フィリピントヨタとフィリピントヨタ労働者ないしフィリピントヨタ労組との労使紛争に関与していたとしても、そのことはフィリピン共和国の法律が適用される場合に問題となるものであるに過ぎない。」(国側準備書面 p 6 ~ 7)

仮にフィリピントヨタの親会社であるトヨタ自動車がフィリピントヨタ労組の不当労働行為に間接的であれかかわっていたとするならば、それはこの不当労働

行為を巡る労使関係が単なるフィリピントヨタとフィリピントヨタ労組というフィリピンの枠内のものではないことを示している。トヨタ自動車とフィリピンのフィリピントヨタという一国の枠組を越えたフィリピントヨタ労組に対する使用者性が成立していることを明示するものである。トヨタ自動車は使用者であるからこそこの不当労働行為にかかわっているのである。

また、「控訴人が同理由書2において挙げる同トヨタ自動車の種種の行為は仮に事実であったとしても、これらは同トヨタ自動車が出資先の現地法人についての経営の観点からなした対応以上の意味を有するものではないと思料される。」

(国側準備書面p7) というが、決してそうではない。単なる「現地法人についての経営の観点からなした対応」ではなく、多国籍企業トヨタの経営にかかわる問題だとみなしたからこそトヨタ自動車はこの不当労働行為事件に関与したのであり、関与し続けているのである。つまり、控訴人が指摘したことが事実であるならば、この不当労働行為事件は、単にこの不当労働行為についてトヨタ自動車にはフィリピントヨタの親会社としての責任があるという問題ではなく、両者が多国籍企業の親会社一子会社として一体となって、またおのおの別個に不当労働行為をやった、やっているということに対する責任があるということである。そのことは不当労働行為が単にフィリピンでの行為として問題になるのではなく、トヨタ自動車の日本での不当労働行為が問題となることを意味する。すなわちトヨタ自動車のフィリピントヨタに対する不当労働行為の指示、承認、黙認の多くは日本で行われたのであり、日本の法律で問われうることを意味する。

さらに、「控訴人の主張も、単に海外進出企業の『親会社』としての責任や『指導責任』をいうにとどまっており、これらによって、同社とフィリピントヨタ労組との間で、我が国における労使関係が存在したものと評価することはできない。」(同上)というが、「我が国の労使関係」とか、「現地の労使関係」といった枠組が狭いのである。既に多国籍企業として支配権を持つ本国のトヨタ自動車はその支配下にあるフィリピントヨタを通してフィリピントヨタ労組との間で日本とフ

イリピンを繋ぐ国境を越えた労使関係が成立しているというべきである。

そして、フィリピントヨタだけでなくトヨタ自動車によっても不当労働行為を受けているフィリピントヨタ労組は日本の労働組合に参加している。この日本の労働組合がトヨタ自動車に日本で団体交渉を要求し、トヨタ自動車が団体交渉を拒否した。これを受けたこの日本の労働組合がトヨタ自動車の不当労働行為の救済を求めて労働委員会に訴えたのである。ここには日本—フィリピンという国境を越えた労使関係が厳然として成立していると言わざるをえないはずである。

これまでの労使関係については、朝日放送事件での判旨にみられるとおり、個々の会社と労働者の雇用契約を中心に考えられてきたが、使用者側の会社が多国籍企業の場合には、いわば使用者側はすでに国家の枠組みを超えたグローバルな存在となって行動しており、それに対抗する労働者の側でも、その個々の労働者の帰属する国家内だけの団結・行動ではおさまらず、国際的な連帯のもとグローバルな存在として一体化してきているのである。その意味では、国際的な労使関係が成立していると捉えて、国家を超えた不当労働行為については、多国籍企業トヨタ自動車の本拠地である日本で救済されねばならないし、それは法的に可能である。

すなわち、法の適用の問題についても、なお改正前の法例9条1項は「法律を異にする地に在る者に対して為したる意思表示についてはこの通知を発したる地を行為地と看なす。」とし、同11条1項で「其原因たる事実の発生したる地の法律に依る」と述べているからであり、不当労働行為という結果がフィリピン現地法人で行われた場合でも、それに日本のトヨタ自動車が日本で関与していた場合には、なお日本の憲法・労組法の適用が可能と考えられる。

フィリピントヨタや日系企業が圧力をかけた顛末を概括し、①その背後にトヨタ自動車の意志があること、②それらの事実はトヨタ自動車が団体交渉拒否や27名の解雇に当初からかかわったことを推定できるものであることについて、田中實氏の陳述書を証拠として提出し、それに関連する証人尋問を申請する。

以上

平成19年(行コ)第290号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

控訴人 全造船関東地協神奈川地域労組

被控訴人 国

被控訴人補助参加人 トヨタ自動車㈱外1

証拠申出書

平成19年12月13日

東京高等裁判所民事第12部御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 井 上 啓

第1 1 人証の表示

東京都江戸川区北葛西5-26-5

証人 田 中 實(同行・主尋問約30分)

2 立証趣旨

・証人は、トヨタ自動車がフィリピン政府に働きかけるなど今回の事件について関与している点につき、現地の新聞記事などを翻訳し、現地における具体的な情勢などを解説できる立場にある。

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋問事項(証人・田中 實)

- 1 証人の経歴について
- 2 証人が本件に関わるようになった経緯
- 3 トヨタ自動車がフィリピン政府にどのような影響を与えているか
- 4 トヨタ自動車の行動がフィリピン現地でどう捉えられているか
- 5 その他、本件に関する一切の事情

以上